

公認野球規則の適用および不適用項目について

1. 規則 3・03 原注 [前段] 同一イニングでは、投手が一度ある守備位置についたら、再び投手となる以外他の守備位置に移ることはできないし、投手に戻ってから投手以外の守備位置に移ることもできない」は本大会では適用しない。

2. 2016年度より、**規則 6.01 (i) 「本塁での衝突プレイ」を追加する。**

【規則適用上の解釈】

(1) 得点しようとする走者は、最初から捕手または本塁のカバーに来た野手（投手を含む、以下「野手」という）に接触しようとして、または避けられたにもかかわらず最初から接触をもくろんで走路から外れることはできない。もし得点しようとした走者が最初から捕手または野手に接触しようとしたと審判員が判断すれば、捕手または野手がボールを保持していたかどうかに関係なく、審判員ははその走者にアウトを宣告する。その場合、ボールデッドとなって、すべての他の走者は接触が起きたときに占有していた塁（最後に触れていた塁）に戻らなければならない。走者が正しく本塁に滑り込んでいた場合には、本項に違反したとはみなされない。

【原注】 走者が触塁の努力を怠って、肩を下げたり、手、肘または腕を使って押ししたりする行為は、本項に違反して最初から捕手または野手と接触するために、または避けられたにもかかわらず最初から接触をもくろんで走路を外れたとみなされる。走者が塁に滑り込んだ場合、足からのスライディングであれば、走者の尻および脚が捕手または野手に触れる前に走者の身体が先に地面に落ちたときは、正しいスライディングとみなされる。捕手または野手が走者の走路をブロックした場合は、本項に違反して走者が避けられたにもかかわらず接触をもくろんだということを考える必要はない。

(2) 捕手がボールを持たずに得点しようとしている走者の走路をブロックすることはできない。もし捕手がボールを持たずに走者の走路をブロックしたと審判員が判断した場合、審判員はその走者にセーフを宣告する。前記にかかわらず、捕手が送球を実際に守備しようとして走者の走路をふさぐ結果になった場合（たとえば、送球の方向、軌道、バウンドに反応して動いたような場合）には、本項に違反したとはみなされない。また、走者がスライディングすることで捕手との接触を避けられたならば、ボールを持たない捕手が本項に違反したとはみなされない。

本塁でのフォースプレイには、本項を適用しない。

【原注】 捕手が、ボールを持たずに本塁をブロックするか（または実際に送球を守備しようとしていないとき）、および得点しようとしている走者の走塁を邪魔するか、障害した場合を除いて、捕手は本項に違反したとはみなされない。審判員が、捕手が本塁をブロックしたかどうかに関係なく、走者はアウトを宣告されていたであろうと判断すれば、捕手が走者の走塁を邪魔または障害したとはみなされない。また、捕手は、滑り込んでくる走者に接触するときには不必要かつ激しい接触を避けるために最大限の努力をしなければならない。滑り込んで

くる走者と日常的に不必要かつ激しい激しい接触（たとえば膝、レガース、肘または前腕を使って接触をもくろむ）をする捕手は制裁の対象となる。

3. 規則 7・06 (a) 【付記】 (捕手のブロック) の適用について、中学野球では、『ボールを保持しているときしか塁線上に位置することはできない』こととする。

【規則適用上の解釈】

- (1) 走塁妨害を適用するのは、あくまでも捕手のその行為がなければ当然本塁に到達できた、と判断できる場合である。
- (2) 捕手または野手が、明らかにボールを持たず塁線上および塁上に位置して、走者の走路をふさいだ場合は、オブストラクションを厳格に適用する。尚、捕手または野手が、たとえボールを保持していても、故意に足を塁線上または塁上に置いたり、または脚を横倒しにするなどして塁線上または塁上に置いたりして、走者の走路をふさぎ行為は、大変危険な行為であるから禁止する。この行為により、正規にタッグされればその走者はアウトになるが、走塁妨害適用外であっても審判員は、捕手または野手に対して厳しく注意する。

4. 監督が、投手のところへ行く回数の制限に関する取り決め (8・06 関連)

「公認野球規則」 8・06 および「日本中体連野球大会特別規定」を根拠に次のように取り決める。

- (1) 「投手の所に行く」とは、監督がタイムを取ってグラウンドに出て、投手または投手を含む野手が集まっている所で指示を与える状態を指す。投手の方からフェールラインを超えて監督の指示を受けた場合も同じとする。
- (2) 伝令を使うか、捕手または他の野手に指示を与えて直接投手の所に行かせた場合もあてはまる。
- (3) ボールデット中で改めてタイムを取る必要がない状態の時も同じ行為であればあてはまる。
- (4) 監督が、同一イニングに同一投手の所に2度目にいった場合、投手は交代となる。但し、交代した投手が他の守備位置につくことは許される。
- (5) 監督が、1イニングに同一投手であれば交代なしで一度行くことができる。ただし試合進行に関わり、必要がないのにタイムを取ることは慎む。
- (6) 相手チームのタイム中に投手の所に行くことは差し支えないが、プレイの再開を遅らせた場合は投手の所に行ったことと見なされる。

5. 守備のタイムに関わる制限

- (1) 捕手を含む内野手が投手の所に行き守備のタイムをとる回数は、7イニングの試合にあっては3度以内とする。
- (2) 野手（捕手も含む）が投手の所へ行った場合、そこへ監督が行けば、双方一度として数える。投手交代の場合はその回数に含まない。

(3) ボールデッドで改めてタイムをとる必要がない状態の時も、同じ行為であれば回数に数える。

(4) 延長戦（特別延長戦も含む）となった場合は、2イニングに1度取ることができる。

(5) 集まれるのは投手と捕手を含めた内野手、伝令だけとする。

(6) 試合進行に関わり、必要でないのにタイムを取るとは慎む。

○4.5. に関する具体的事例

	事 項	守備 T	監督 T
1	野手（捕手を含む）がタイムを取り、一人がマウンドへ行く	○	
2	野手（捕手を含む）がタイムを取り、二人以上がマウンドへ行く	○	
3	野手（捕手を含む）がタイムを取り、一人がマウンドへ行った。その後、監督がマウンドへ行き（伝令も含む）指示を与えた。	○	○
4	監督がマウンドへ行き、野手を集め指示を与えた	○	○
5	監督がマウンドへ行き、投手のみに指示を与えた		○
6	監督がマウンドへ行き、投手に指示を与えた後、定位置にいる野手に口頭で指示を出した	○	○
7	監督が野手にタイムを取るよう指示し、タイムと同時に監督がマウンドへ行き、野手も集め指示を与えた	○	○
8	監督がタイムを取るよう指示し、野手がタイムを取って、野手だけがマウンドに集まった	○	
9	監督がタイムを取り、伝令を使って指示を与えるために野手をマウンドに集めた	○	○
10	捕手がタイムを取り、ベンチに行き監督の指示を聞き、その指示を投手に伝えた	○	○

※上記の行為以外に球審は、試合進行に支障があると判断した場合、規則の適用を逃れよう、出し抜こうとする企てと判断した場合は、タイムとして換算することができる。

6. 攻撃のタイムに関わる制限

- (1) 攻撃側の監督が取れるタイムの回数を、7イニングスで3回以内とする。尚、延長戦（特別延長戦も含む）となった場合は、2イニングスに1回取ることができる。
- (2) 守備側のタイム中、打者や走者のところへ行くことは差し支えないが、プレイの再開を遅らせた場合は、攻撃側のタイムを取ったこととする。
- (3) 攻撃側監督が、バッターや走者、ネクストバッターをベンチやその付近に呼んで指示を与える行為をした場合は、攻撃側のタイムとして、審判員はタイムを宣告する。ただし、ネクストバッターについては、前位打者が打席を完了した後に、このような行為をし、試合の流れを中断させた場合のみタイムを宣告する。

7. 2018年度より、規則9.14(d)を追加する。

「四球・故意四球」

(新) 9.14(d)

守備側チームの監督が故意四球とする意思を球審に示して、打者が一塁を与えられたときには、故意四球が記録される。

- (1) 故意四球の意思を球審に伝えるのは、守備側の監督のみである。
- (2) 故意四球の意思を伝える場合のカウントは、自チーム投手が、四球目にあたるボールを投げる前とする。